



報道関係各位

大和ハウス工業株式会社
大阪市北区梅田3-3-5
代表取締役社長 芳井敬一

「大和ハウスグループ ガバナンス強化策」の実施状況について

大和ハウス工業株式会社（本社：大阪市北区、社長：芳井敬一）は、2019年11月8日に当社グループのガバナンス強化策を公表し、2020年5月14日にその進捗状況を報告しておりますが、これまでの実施状況と今後の取り組み内容について以下のとおりお知らせします。

1. ガバナンス強化策の実施状況と今後の取り組みについて

当社グループではガバナンス強化を進めるにあたり、国内外のグループ会社を含めたガバナンスに関する4つの基本方針を定め、持続的かつ安定的な成長を実現するための経営基盤を整備しています。

これらの基本方針に則り、取締役会の実効性の向上やリスク・コンプライアンス対応の最適化を図るとともに、収益力の向上、経営効率の改善に向け、各種の施策に取り組んでいます。2020年度は主に制度設計とリスク・コンプライアンス体制の強化を中心に実施し、経営体制の再整備や業務執行体制の変更など、今後の成長に向けた基盤整備を行いました。

今後は、各強化策を着実に実行するとともに継続的な改善を行い、グループシナジーの最大化によるサステナブルな成長を実現します。

■基本方針に基づく実施施策

【基本方針1】 経営体制及び管理・監督のあり方の再検討

●社外取締役比率を3分の1以上に変更

⇒2020年6月より取締役の構成を社内取締役9名、社外取締役5名に変更し、ガバナンスの透明性向上を図りました。

●社内取締役の上限年齢を設定

⇒社内取締役の上限年齢を代表取締役は69歳、取締役は67歳に設定するとともに社内監査役、執行役員にも67歳の上限年齢を設定しました。

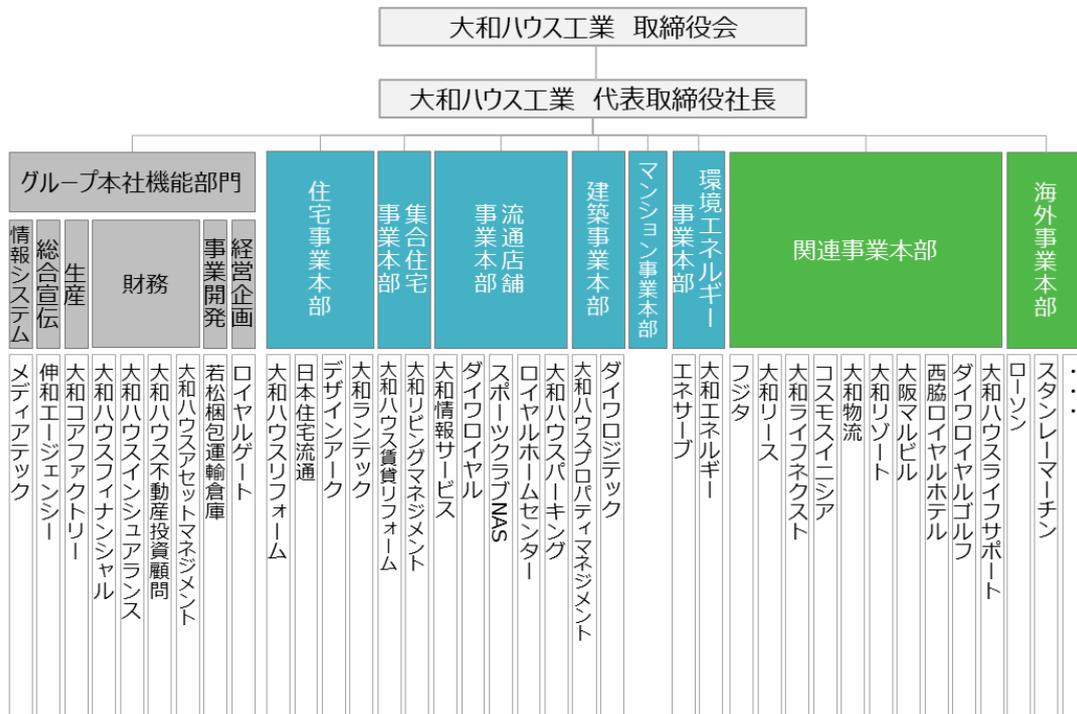
また、当初は上記設定の適用を原則とし、場合によっては例外も認めましたが、2020年10月に「コーポレートガバナンスガイドライン」を改訂し原則の文言を削除しました。

●取締役会へのリスク報告基準の再整備

【基本方針2】 業務執行の機動性及びリスク対応体制の強化

●業務執行体制を事業本部制に移行

⇒国内外の業務執行体制を8つの事業本部とグループ本社機能部門に再編成し、関連するグループ会社を傘下に配置しました。2021年4月より本格運用を開始し、国内事業における競争力やリスク対応の自浄力を強化するとともに、グループ会社の事業サポート体制やリスク管理体制、海外における地域管理体制を整備しました。



●リスク・コンプライアンス対応と業務環境の整備を目的とするコンプライアンス推進部の設置

●各事業本部にリスク・コンプライアンス担当組織を設置し事前予防活動を推進するとともに、事業サプライチェーン一体で統合的リスク管理を行う事業本部リスク管理委員会を各事業本部に設置

●役職員への事業本部制に関する教育の実施

●経営トップによる第7次中期経営計画以降の成長戦略の検討を開始

【基本方針3】 リスク情報の収集と共有の強化

●リスク報告基準の明確化

●内部通報の外部窓口新設

⇒外部の法律事務所を窓口とする通報先を設置し、リスク対応の透明性を確保しました。

●有事発生時の対応体制の再整備

●各事業本部のリスク管理委員会と全体でのリスク情報を連携する体制・システムの構築

【基本方針4】 持続性・実行性を支える環境の強化

●役職員へのリスク・コンプライアンス教育の継続実施

●グループ内部監査体制およびリスクアプローチの強化とそれらに基づく監査の実施

●リスク・コンプライアンス関連の社内ルールの検索性の改善

●重要リスクに関する業務プロセスの見直し・自動化などを順次実行

■今後の取り組み事項

【基本方針 1】 経営体制及び管理・監督のあり方の再検討
●企業価値向上のための中長期的な経営戦略および監督機能の継続的な強化、見直し
【基本方針 2】 業務執行の機動性及びリスク対応体制の強化
●事業本部および本社部門の経営報告体制・プロセスへの移行
●グループ内の重複事業についての組織・機能などの継続的な改善
●グループ本社機能の再整備および最適配置に向けた継続的な改善
基本方針 3】 リスク情報の収集と共有の強化
●リスク情報の連携体制・システムの運用、および継続的な改善
【基本方針 4】 持続性・実行性を支える環境の強化
●リスク・コンプライアンス活動の持続可能性を向上させる効率的な業務基盤の継続強化

以 上

お問い合わせ先		
広報企画室	広報グループ	06 (6342) 1381
	東京広報グループ	03 (5214) 2112